

電気事業法第107条第4項に基づく立入検査

(2回目)の受検並びに役員の処分について

当協会で発生した電気工作物の点検未実施に関して、2021年9月6日に中国四国産業保安監督部四国支部(以下、四国支部)から立入検査を受け、2021年10月4日には、四国支部から嚴重注意ならびに報告徴収命令をいただいたところであります。

その後、2021年11月1日に当協会より再発防止対策をとりまとめて提出し、この度2回目の立入検査を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

○四国支部による立入検査の結果

➤立入検査受検年月日

2021年12月27日(月)

➤検査対象範囲

四国支部宛てに提出した他の点検未実施事案の有無に係る確認状況および再発防止対策に係る実施状況の確認

➤検査結果

① 他の点検未実施事案の有無に係る確認状況

点検未実施について、当協会の全事業所において同様の事案がないか、記録等の確認を受けた結果、点検未実施の事案は認められませんでした。

② 再発防止対策に係る実施状況

内部監査に加え、管理体制や業務処理ルールの改善等を含めた再発防止対策の策定内容及び、その後の実施状況の確認を受けた結果、不適切な事項は認められませんでした。

今回の四国支部による立入検査では、2021年11月1日付けをもって提出いたしました再発防止策の履行状況を確認していただきました。

なお、引き続き、再発防止対策に努めるよう指導を受けました。

- 当協会としては、かかる不適切事案の撲滅に向けて、
- ・上長による日々の管理の徹底や増員した内部監査員を活用した多重チェックに加え、社外の監事による監査や第三者機関によるISO継続審査などを効果的に活用したPDCAサイクルの再確立
 - ・全従業員に配備するスマートフォンを活用したQRコードや位置情報とリンクする管理システムの構築
- などにより、組織としての取組みを進めてまいります。

なお、当協会で発生した電気工作物の点検未実施という極めて不適切な事象を重く受け止め、理事長、専務理事、並びに担当理事2名の役員報酬を向こう3ヶ月10%減額することといたしました。

- 当協会といたしましては、お客さまや関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことが起きないよう再発防止対策を徹底してまいります。

以 上

「本件に関するお問い合わせ先」

一般財団法人 四国電気保安協会

事業本部 保安事業部 大久保 (携帯電話) 080-5665-0070
